

令和8年北アルプス広域連合議会5月定例会会議録

令和8年5月15日

開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和8年北アルプス広域連合議会5月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、欠席遅参等につきましては事務局長に報告いたします。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

14番 太田伸子議員はこちらに向かっておりますけれども、交通渋滞により遅れて会議に出席いたします。

報告は以上でございます。

○議長（傳刀健君） 続いて、理事者等の欠席遅参等について、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

報告いたします。

連合長、副広域連合長及び所定の職員は、総務課総務係長を除き全員出席をしております。

報告は以上でございます。

日程第1 議席の指定

○議長（傳刀健君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議席の指定」を行います。

各議員の議席につきましては、広域連合議会会議規則第3条により議長が定めることとされております。

広域連合議会2月定例会以降、松川村議会及び小谷村議会では、議会議員の改選がなされ、当広域連合議会議員に新たに選出されました議員各位の議席につきましては、ただいま各自ご着席の議席をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

この際お諮りいたします。

議員の皆さんと理事者等の紹介はお手元に配付しております名簿により紹介に代えさせていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員の皆さんと理事者等の紹介は名簿のとおりといたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、
10番 服部久子議員、11番 矢口あかね議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本5月定例会の会期等議会運営につきましては、去る5月8日に議会運営委員会を開催願
い、ご審議を願っておりますので、議会運営委員会副委員長に報告を求めることといたしま
す。

議会運営委員会副委員長。

〔議会運営副委員長（山本みゆき君）登壇〕

○議会運営委員会副委員長（山本みゆき君） おはようございます。

去る5月8日に議会運営委員会を開催し、本5月定例会の会期日程等について審議をして
おりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は本日5月15日の1日であります。

本定例会に付議されております案件は、報告案件4件、事件案件1件、条例案件1件の計
6件でございます。

各議案につきましては、委員会に付託せず本会議で審議のうえ採決を行うことといたしま
す。

一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。

また、本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

議会運営委員会ではこれを了承しております。

審議の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員会副委員長の報告に対しご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員会副委員長の報告のとおり本日1日限り
とし、議会運営につきましても報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 広域連合長あいさつ

○議長（傳刀健君） 次に、日程第4「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○連合長（牛越徹君） おはようございます。

新緑が目映え、風薫るさわやかな季節を迎えました。本日、ここに令和8年北アルプス
広域連合議会5月定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、松川村、小谷村におかれましては、議会議員選挙が行われました。当選の榮譽を受けられました皆様に対しまして、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

議員各位におかれましては、当圏域の振興発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

はじめに、先月18日に発生いたしました、長野県北部を震源とする2度の地震では、大町市で最大震度5強、池田町、松川村では震度4、白馬村、小谷村では震度3を観測しましたが、幸い人的な被害はなく、道路や水道管等のインフラにも大きな影響はなかったものの、大町市のほか、池田町、松川村では、住宅の屋根瓦の落下や壁の損傷、墓石の倒壊などの被害が多数確認されました。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、今後も余震等に注意を払い、身の安全を第一に考え、慎重に行動いただきますようお願いいたします。また、構成市町村といたしましても、引き続き、被災状況に応じて必要な支援に努めてまいります。

さて、内閣府が今月9日に発表しました、3月の景気動向指数の速報によりますと、経済情勢につきまして、景気動向を捉える一致指数は、前月と比較して1.3ポイント下降し、116.0と4か月ぶりのマイナスとなりましたものの、基調判断は、下げ止まりを示している、とされました。

また、先月23日に発表された4月の月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があり、また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある、としております。

県内では、日本銀行松本支店が先月発表した金融経済動向では、本県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している、としております。

雇用状況につきましては、長野労働局が先月発表した3月の県内雇用情勢では、堅調に推移しているとし、このうち、当圏域の有効求人倍率は1.13倍となり、前年同月を0.13ポイント下回りましたが、令和3年7月以降、連続して1倍を上回る状況が続いております。

今後、本格的なグリーンシーズンを迎え、地域における様々な観光イベントの実施などにより、裾野の広い観光産業を中心とする、当圏域の今後の地域経済と雇用環境の改善に期待するところであります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

まず、令和11年度までを計画期間とする第6次広域計画につきましては、本年度2年目を迎えます。

現在、北アルプス圏域を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢社会の急速な進展による生産年齢人口の減少に加え、各市町村の厳しい財政状況を背景として、社会保障関係経費や業務量の増大等に伴い、単独の市町村で多様な住民ニーズに応えることが困難な状況となっております。このような中、それぞれの行政資源を効率良く、かつ効果的に活用し、地域住民のニーズに応えていくため、引き続き、構成5市町村との連携の下、広域的な共通の課題に的確に対応していくことが求められております。

また、コロナ禍以降続いております物価高の中、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇や、石油関連商品等の供給不安は、地域経済や日常生活に直接大きな影響を及ぼしており、社会情勢が急激に変化する中で、地方自治体を取り巻く環境はなお厳しい状況にあります。今後、広域計画に定める方針や施策に基づき、住民福祉の更なる向上を目指し、広域連合と5市町村が密接に連携し、北アルプス地域の一体的な発展に力を尽してまいります。

次に、広域葬祭場の運営について申し上げます。

昨年度の運営状況につきましては、人体は前年度より102体少ない606体、動物は前年度より65体少ない328体の火葬を行っており、指定管理者による円滑な管理運営の下、利用者からの要望等にも適切な対応が図られております。

今後も引き続き、指定管理者との連携により、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

北アルプスエコパークにつきましては、長期包括運営管理委託業務に基づき、受託者の荏原・テスコ特定業務委託共同企業体により、費用の平準化と経費削減を図り、安全かつ継続的な施設の運転管理に努めております。

昨年度の1日当たりの可燃ごみ搬入量は30.95トンで、令和6年度の31.0トンとほぼ同程度となりました。焼却量につきましては31.9トンで、焼却日数は338日となり、焼却率は102.9パーセントとなっております。また、排ガス等の測定結果につきましては、全ての項目で基準値及び自主規制値を下回っており、この結果につきましては、地元自治会にご報告するとともに、広域連合のホームページで随時公表しております。

ペットボトルの水平リサイクルの取組みは4年目を迎え、昨年度の搬出量は55.8トンで前年度とほぼ同水準の実績となりました。引き続き資源物の水平循環の推進に努めてまいります。

分別収集につきましては、昨年度から、従来の容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収が関係3市村で開始され、特に大きな混乱もなく順調に進んでおります。

また、昨年度の白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、約15,000点のリユース品が持ち込まれ、約13,500点の持ち帰りがあり、1日当たり12.5人の方に利用いただきました。リデュース、リユース、リサイクルの、スリーアールに対する住民の皆様の関心の高さを示す利用状況となっております。

今後も引き続き、3市村との連携を密にし、ごみの減量化や分別収集、リサイクルを一層推進し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

次に、一般廃棄物最終処分場、大町市グリーンパークの第3期工事につきましては、昨年度から2カ年に亘る整備を計画しておりますが、3月13日には、地元自治会をはじめ関係各位にご出席を賜り、安全祈願祭及び起工式を執り行い、本格的な工事着手の運びとなりました。第3期工事の竣工は来年3月を予定しており、今後も関係者との密接な連携の下、安全かつ円滑な工事の推進に力を尽くしてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度、広域消防本部では、9名の職員を採用し、このうち5名は、先月から10月までの約半年間、県消防学校初任科に入校し、消防職員としての基礎的な知識、技術の習得に励んでおります。また、既に消防職員としての経験を有する4名につきましては、大町消防署

に2名、北部、南部消防署にそれぞれ1名を配属し、地域住民の信頼に応えるよう、日々業務に励んでおります。

火災の状況につきましては、本年1月から先月末までに28件発生し、去年同期と比べ13件の増となっております。このうち5件が建物火災で、4人の負傷者が発生しております。本年は、冬季から春先にかけて降雪が少なく、空気が乾燥した状態が長く続いたことに加え、風の強い日も多かったことから、火災が発生しやすい気象条件となっております。

本年1月1日から運用を開始しました林野火災注意報につきましては、南部消防署管内で延べ22日間、大町消防署管内で延べ19日間、北部消防署管内で延べ5日間発令し、構成市町村や県と連携して、警戒巡視とともに、防災行政無線やテレビ放送等で注意喚起を図りましたものの、残念ながら強風によるたき火やあぜ焼きが延焼し、拡大した火災が20件発生しております。引き続き、構成市町村や県との連携を密にし、火災予防に関する広報をより一層積極的に展開し、注意喚起に努めてまいります。

予防業務関係につきましては、消防用設備等が未設置の重大違反对象施設に対し、引き続き重点的な指導を徹底するとともに、増加する新たな宿泊施設等に対し、厳正な検査に取り組んでおります。今後も火災における被害の軽減を図るため、防火管理の強化と消防用設備等の適正な整備に向けて指導、啓発に努めてまいります。

救急業務の状況につきましては、本年1月から先月末までの出動件数は1,522件で、過去最多を記録した昨年同時期より29件減少しましたが、依然として高い水準で推移しております。この要因としましては、増加する冬季の外国人観光客によるもののほか、高齢者の救急搬送の増加が考えられます。これらの傷病者の増加に対しては、救急救命士の若返りも進んでおりますことから、訓練や研修を十分に実施し、適切な対応に力を尽くしてまいります。

消防力の整備につきましては、昨年12月に更新しました南部消防署の水槽付き消防ポンプ自動車は、機動性を活かし狭隘な道路を通行して最短距離で現場に急行するなど、増加する火災被害の拡大防止に寄与しております。

また、整備計画に基づき、本年度は配備後10年を経過しております、大町消防署の高規格救急自動車を更新することとし、先月24日に入札を行い、仮契約を締結しましたので、本定例会に財産の取得について議案を提出いたしております。

これから迎える夏の観光シーズンに向け、なお一層地域住民や観光客等の安全、安心を守るため、消防や救急体制の維持、向上に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

虹の家の運営につきましては、本年度末をもって広域連合による運営を終了する方針を踏まえ、民間の柔軟な経営手法の導入と持続可能な老健施設の運営の実現を目指し、公募に向けた準備を進めております。本件は、単なる施設の存続、廃止に係る検討ではなく、構成市町村の財政的な負担軽減を図りつつ介護基盤を維持するための、長期的な視点からの民間移管と位置付け、鋭意取り組んでおります。

虹の家の利用状況につきましては、昨年度の入所利用率は95.2パーセントとなり、令和6年度の94.7パーセントから0.5ポイント上昇いたしました。一方、通所リハビリテーションの利用率は83.2パーセントとなり、令和6年度の87.4パーセントから4.2ポイント低下いたしました。

また、先月18日に発生した地震では、大町市内で震度5強及び5弱を相次いで観測するなど、強い揺れと余震が続き、入所者に一時的な動揺が見られたものの、人的被害はなく、

また、地震を感知した給湯・暖房用ボイラー及びエレベーターが緊急停止しましたが、専門業者による対応により早期に復旧し、入所者と施設運営への影響を最小限に止めることができました。

今後も、自然災害への備えとともに、感染症対策にも万全を期し、引き続き安心・安全なサービスの提供に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度につきましては、本年4月から介護保険料の段階区分の判定基準額が改正され、8月に適用されます高額介護サービス費の算定における所得区分及び、施設利用時の食費、居住費の自己負担限度額の判定基準額が一部改正されました。これは、現行制度における判定基準要件の一つである年金収入額について、昨年度に続き、物価スライドによる年金の満額支給額が改定されたことに伴い、国民年金のみを受給されている方の負担増とならないよう、基準額を80万9千円から82万6,500円へと引き上げるものであります。この改正内容につきましては、対象となる方へ個別に通知するとともに、介護保険の広報紙「井戸端かいご」等により周知に努めてまいります。

なお、本年度、国が実施する緊急対策として、介護従事者への処遇改善加算を増額する介護報酬の改定が6月に予定されております。来年度以降の第10期介護保険事業計画における通常の介護報酬改定も見据え、人材不足に対する各種施策に関する情報収集に努め、広域連合が来年度策定します次期の介護保険事業計画の検討に反映してまいります。

また、先月18日に発生した地震におきまして、当圏域内の各介護保険サービス事業所では、幸い人的被害や施設等への大きな被害は確認されておらず、ひと安堵したところでございます。

なお、各介護サービス事業所では、自然災害等が発生した場合を想定し、サービスが安定的かつ継続的に提供できますよう、業務継続計画（BCP）を策定しており、災害発生時には、この計画に基づき適切に対処することにより、利用者や職員の安全確保とともに、介護サービスの継続的な運営を図ることとしております。

今回の地震のちょうど1年前にも同規模の大きな地震が発生し、また、当圏域は糸魚川静岡構造線上に位置しており、今後の不測の大規模な自然災害を見据え、各事業所の実情に沿ったBCPの着実な運用と、継続的な見直しが必要となりますことから、圏域全体における緊急時の連携体制等の強化に向け、再検討を進めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘におきましては、措置入所者、短期入所者ともに減少傾向にあり、今月1日現在、措置入所者が42名、短期入所者が4名の計46名の方に利用いただいております。鹿島荘では、定員割れの状況が続いておりますが、関係市町村に対し措置対象者の把握に努めていただくよう要請するとともに、引き続き密接な連携を図り、入所者の円滑な受け入れに努めてまいります。また、認知症グループホームひだまりの家につきましては、入所定員9名の方に利用いただいております。

職員体制におきましては、依然として介護職員は不足しておりますが、欠員となっております看護職員につきましては、本年4月に新規に職員が採用できたことから、今後一層、利用者の健康管理の充実に努めてまいります。

なお、先月18日に発生した地震におきましては、ボイラー設備の一部に破損が生じましたが、当日のうちに応急対応を行い、入所者の生活への影響を最小限に止めることができました。

引き続き、利用者が安心して日常生活を営むことができますよう、円滑な施設の運営に力を尽くしてまいります。

以上、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

引き続き、圏域住民の皆様が、安心して安全に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、構成市町村と緊密な連携を図り、広域行政の推進と圏域の振興、発展に全力で取り組んでまいります。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会でご審議いただきます案件は、報告案件4件、事件案件1件及び条例案件1件の合計6件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第5 常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会委員の選任

○議長（傳刀健君） 次に、日程第5「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会委員の所属は、広域連合議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

従って、松川村及び小谷村より、当広域連合の議会議員に選出されました、議員各位の所属案を事務局長に発表いたさせます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 松川村議会議員及び小谷村議会議員の改選に伴い、事務局から松川村及び小谷村議会事務局を通じ、希望する常任委員会の所属を事前に伺っており、所属案としてお手元に資料を配布しているものでございます。

発表いたします。

はじめに、総務常任委員会委員に12番 平林幹張議員、13番 石腰隆史議員、17番 宮澤正廣議員、次に福祉常任委員会に11番 矢口あかね議員、18番 横澤匠議員、続きまして議会運営委員会委員には、11番 矢口あかね議員、17番 宮澤正廣議員、最後になりますが、ごみ処理特別委員会委員に17番 宮澤正廣議員、18番 横沢匠議員であります。

所属案については、以上のとおりでございます。

○議長（傳刀健君） 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属案は、ただいま事務局長が発表したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま発表したとおり、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員は発表のとおりと決定いたしました。

それではここで、総務常任委員会及び議会運営委員会を開催するため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会及び議会運営委員会の開催結果について事務局長に報告いただきます。
事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 先ほど開かれました、総務常任委員会の開催結果について報告いたします。

総務常任委員会の委員長には17番 宮澤正廣議員が互選により選任をされております。

次に、議会運営委員会の開催結果について報告いたします。

議会運営委員会の委員長には11番 矢口あかね議員が互選により選任をされております。

報告は以上でございます。

○議長（傳刀健君） 報告のとおり、総務常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長がそれぞれ決定いたしました。

日程第6 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第6「議案の上程、説明、質疑、討論、採決」を行います。

初めに、報告第5号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました報告第5号、専第5号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ426万6千円を追加し、総額を24億3,417万4千円とするものでございます。今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容でございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金125万1千円の減は、葬祭場管理運営費及び土木事業費の確定によるものでございます。款2、項2、目2衛生手数料400万円の増は、ごみ焼却手数料等の実績によるものでございます。款3、項1、目1循環型社会形成推進交付金23万3千円の減は、実績に基づく交付金の確定によるものでございます。款8、項1、目1雑入175万円の増は、節2消防費雑入の県航空隊派遣職員負担金等の実績によるもの。節4衛生費雑入は、ペットボトルほか資源物売払収入の実績によるものでございます。

次に、12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款2、項1、目1一般管理費118万1千円の減は、節12委託料で、グループウェア保守業務委託料等の実績によるものでございます。目3情報化推進費340万3千円の減は、節12委託料89万円の減は、住基ネットシステムにおける、セキュリティパッチ適用等の改修業務ほか実績によるもの。節13使用料及び賃借料131万3千円の減は、令和7年度において更新を行いました、情報系システム機器リース料等の契約差金によるもの。節18負担金補助及び交付金120万円の減は、業務システムサーバーを設置している大町市総合情報センターにお支払いする、電気料等に係るハウジング負担金の請求実績によるものでございます。

款4、項1、目1葬祭場費67万6千円の減のうち、節12委託料は葬祭場指定管理料の確定によるものが、主なものでございます。目2ごみ処理広域化推進費414万9千円の減の主なものは、大町市グリーンパーク第3期工事にかかる、施工監理業務委託料及び、工事請負費等の実績の確定によるものでございます。目3廃棄物処理費94万1千円の減は、節2給料で、年度中途での職員の退職等によるものでございます。目4リサイクル推進費191万円の増は、節12委託料で、資源物リサイクル業務委託料等の事業実績によるものでございます。

款5、項1、目1常備消防費575万5千円の減の主なものは、節3職員手当等は、職員の退職等によるもの。節12委託料は、職員健康診断業務委託等の実績によるものでございます。節18負担金補助及び交付金40万円の減は、県消防学校入校負担金の実績によるものが主なものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款9予備費1,846万1千円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。

16ページから20ページは、給与費明細書、21ページは、今回の補正に伴う市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど質問します。最初に10ページ、11ページ。

ごみ焼却手数料400万の増と資源物売払収入100万円増の理由について、改めて説明ください。

それから12ページ、13ページ。

ごみ処理広域化推進費の委託料、工事請負費の減額の理由とリサイクル推進費の委託料の増額理由について、改めて説明をお願いします。

それから、常備消防費の505万円減は退職手当等という説明がありますが、この内訳と退職手当の内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（宮坂明史君） それでは私の方から、ただいまのご質問についてお答えをいたします。

最初に衛生手数料400万円の増についてのご質問にお答えいたします。可燃ごみの搬入量全体につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますが、生活系ごみの割合が減少し事業系ごみの割合が増加したこと。また、収集ごみが減少する一方で直接搬入ごみが増加したことが増額の要因であると考えております。

次に、衛生費雑入100万円の増の要因についてでございます。衛生費雑入100万円の増については、昨年の資源物売払収入の約80%がペットボトルリサイクルに係る収入でございます。

令和7年度につきましては、目標に対する達成率が117%となったことに加え、売払単価も前年より高い水準であったことが、増額の主な要因でございます。

次に、歳出の委託料191万円の増についてのご質問にお答えいたします。資源物処理業務の委託につきまして、資源物処理業務の品目ごとに契約を締結しており、売払収入が生じ

るものがある一方で、処理に経費を要するものがございます。令和7年度につきましては、資源物の排出量が当初の想定を上回ったことが増額の要因であると考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 退職手当のお尋ねにお答えいたします。

退職手当でございますが、当初予算作成時から退職手当の利率の改定があり、差額が生じたためと、中途退職の発生により差金分が生じたためでございます。また、通勤手当、居住手当は実績によるものでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（小小学君） 私の方から、ごみ処理広域化の歳出につきまして減額となった理由をご説明させていただきます。

まず、大町市グリーンパーク第3期建設工事において当初予定しておりました、工事工程を見直したことにより、令和7年度の出来形が当初見込みより減少したことから、工事請負費また、委託料を減額するものでございます。

具体的には、令和7年度の施工が冬季間に当たるため、排雪・除雪等の手戻りリスクを鑑みまして、造成工事になりますけれども、こちらの方を後ろ倒しし、既存物の撤去などの準備工事にとどめましたことにより、出来形が縮小したものとなっております。

一方で、遮水シートの部材等につきましては、資材価格の高騰が見込まれたため、こちらの一部を7年度に前倒して購入をしております。こちらの方は増額となりましたが、これらを差し引きいたしましても、全体としての出来形が減額となったものでございます。

○議長（傳刀健君） よろしいですか。

他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第5号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」は報告どおり承認されました。

次に、報告第6号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第6号、専第6号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第5号）」について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,858万2千円とするものでございます。今回の補正は、施設利用者

の確定に伴う介護報酬の見込みによるもの及び、支払い実績等による計数整理が主な内容でございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入270万円の減は、入所者を年間1万2,320人と見込んでおりましたが、391人少ない1万1,929人となりましたことから減額するものでございます。款1、項2、目1短期入所療養介護費収入130万円の減は、短期入所者を年間2,703人と見込んでおりましたが、29人少ない2,674人となりましたことから減額するものでございます。款1、項3、目1、節1施設利用料収入55万円の減及び、節2滞納繰越分施設利用料45万円の減は、収納実績により減額するものでございます。款7、項1、目1虹の家事業基金繰入金200万円の増は、療養介護費の減収に伴う不足分に対する財源調達のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1、節3職員手当等及び、節4共済費につきましては、給与費の確定に伴い減額するものでございます。節10需用費60万円の減は、燃料費、光熱水費それぞれ使用実績に基づいて減額するものでございます。節11役務費17万1千円の減につきましても、通信運搬費、手数料、施設賠償保険料の支払い実績に基づき減額するものでございます。節17備品購入費2万7千円の減は、エアーマットほか購入差分でございます。

款2、予備費120万の減につきましては、歳入歳出の調整でございます。

14ページ、15ページは、給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。本件について、ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 4点ほど、若干説明と重複する部分もありますが、改めて説明を求めます。

1点目は、歳入の療養介護費収入の500万円の減と基金の繰入金200万円増の理由について、改めて説明いただきたいと思います。療養介護費収入は、利用調整によるものではないのかどうか、改めて説明ください。また、基金残高についてはいくらになるのか、説明ください。

2点目は、利用者、大町病院職員それぞれ、今後の方向性やスケジュール、この説明調整というのはどのようにされているのか、改めて説明ください。

3点目です。本会議後の全員協議会で説明されると思いますが、来年度には民間移行というこのタイトなスケジュールというのは、実際に実現可能というふうに見ているのかどうか、改めて説明ください。

4点目です。職員の中には生活費をもらっている虹の家の方向性がはっきりせず、非常に困惑しているというような声も届いております。職員との十分なコンセンサスを得ているのかどうか。また、ここ1、2年で次の職場を求めて退職したいという人がいるのかどうか。新しい組織になった場合、残る職員が何人ぐらいいる見通しなのか、わかる範囲で説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） ただいまの質疑であります。1点目については、予算に直接関係するものだと思いますが、他については予算と直接関係するのではないことだと思います。

もし、行政側でお答えいただけるようであれば、それも含めてご答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 質問にお答えいたします。

1 点目の入所療養介護費収入と短期入所療養介護費収入の減額ということでございますが、年度末にコロナのクラスターがございまして、入所制限をした点がございます。それから、年末におきまして職員 1 名が療養休暇に入ったということがございます。それによりまして配置が不足するという部分がございました。入所を制限したことによる、歳入減ということになります。

基金の繰入れにつきましては、資金に対する繰り入れということになります。基金の残金につきましては、現在 3 1 6 万円余ということになります。

それから、後半の方ですけども、まとめさせていただきます。5 月 1 日と 5 月 7 日でございますが、職員とそれから労働組合に対しまして現状の説明を申し上げております。どのくらい残るとか、今後につきまして、細かいところの確認はできていないところです。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんで、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって報告第 6 号「令和 7 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 5 号）」は報告どおり承認されました。

次に、報告第 7 号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました報告第 7 号、専第 7 号「令和 7 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項に基づき、3 月 3 1 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

1 ページをご覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 4 9 7 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7 3 億 6, 5 9 4 万 1 千円とするものでございます。今回の補正は、介護保険料の収納見込みによるもの、また、介護給付費の確定に伴う補正が主な内容でございます。

1 0 ページ、1 1 ページの歳入をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 第 1 号被保険者保険料 6, 0 3 4 万 4 千円の増は、保険料の収納見込みにより増額するものでございます。

款 4 国庫支出金、款 5 支払基金交付金、また 1 2 ページ、1 3 ページの款 6 県支出金につきましては、それぞれ、介護給付額及び地域支援事業費の確定等に伴う係数整理でございます。

款 7、項 1、目 1 利子及び配当金 1 3 6 万 1 千円の増は、介護保険給付準備基金の預金利子が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

款8、項2、目1介護保険給付準備基金繰入金6,539万3千円の減は、介護給付費の確定等によるものでございます。

次に16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費821万9千円の減のうち、主なものは、節12委託料680万4千円の減は、介護保険システムの標準化及びクラウド化における仕様の確定によるもの。項3介護認定審査会費110万3千円の減は、審査会の開催実績等に伴い減額するものでございます。

款2保険給付費1億4,187万5千円の減は、保険給付費確定に伴う減額でございます。なお、介護給付費減額の主なものは、項1、目1居宅介護サービス給付費が5,551万3千円の減、18ページ、19ページをご覧ください。目3地域密着型介護サービス給付費は3,433万5千円の減、目5施設介護サービス給付費は3,072万7千円の減となっております。20ページ以降のその他の給付費につきましても、それぞれ給付実績の確定に伴い補正するものでございます。

30ページ、31ページをご覧ください。

款3、項1、目1基金積立金138万8千円の減は、国等からの交付金について、不足していた令和6年度分の過年度額の確定に伴い、令和6年度の立替介護保険料分を基金に積み立てるものでございます。

款4地域支援事業費438万3千円の減は、介護予防・日常生活支援総合事業ほか、各事業の実績の確定によるものでございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

款6予備費5,274万円の増は、介護給付費等の確定に伴い、過大交付となりました国・県の負担金等に係る増額補正であり、過大交付となりました分につきましては、令和8年度においてそれぞれ償還する予定でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど質問したいと思います。

1点目は16ページの保険給付費1億4,000万余の減額理由について、説明がありましたけども、どんな減額要因があったのか。3点ほど大きな金額について、給付費の確定という説明がありましたけども、事業計画の事業量との比較ではどうであったのか、改めてその視点から説明をお願いしたいと思います。

30ページの基金積立金138万8千円の減額とありますが、この後によって基金の残高はいくらになるのか、説明いただきたいと思います。

最後ですが、本年度は介護保険事業計画の計画年であります。虹の家に関しては保険給付について、8年度中に民間移行の計画方向性が出されています。介護保険事業計画とのすり合わせ、調整というのは、どのような形でやっていくのか、その考え方について説明ください。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

まず1点目につきまして、介護給付費の全体で1億4,000万余の減を計上しております。当初予算と比べると6,400万円余でございます1%分の減額でございます。おおむね計画どおりの実績であったと考えているところでございます。2月定例会での第4号補正では、財政不足が生じないよう増額補正を行わせていただいているというところでございます。

それから2点目につきまして、基金の残高でございますが、9億8,000万円余ということでございます。

それから3点目でございますが、これから行われる介護保険事業計画作成委員会の中で給付費につきまして、一緒に協議をしていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第7号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第8号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました報告第8号、専第8号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ454万7千円を追加し、総額を2億7,103万4千円とするものでございます。今回の補正は事業費の確定、実績見込み等による係数整理が主な内容となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目2鹿島荘事業負担金498万6千円の増は、老人保護措置費負担金は、1日当たり平均43人と見込んでおりましたが44人となり、措置者の増により403万1千円を増額するもの。生活短期短宿泊事業負担金は、下半期の利用者を1日平均4.0人と見込んでおりましたが、4.8人となり、こちらも利用者の増により、95万5千円を増額するものでございます。

款2、項1、目2ひだまりの家施設利用収入10万4千円の減は、利用者の入院に伴い食費・光熱水費を日割り計算したことなどによるものでございます。

款5、項1、目2ひだまりの家事業基金繰入金200万円の減は、決算見込により運営費の不足分を180万円と見込み基金からの繰入れを減額するものでございます。

款6、項1、目1鹿島荘雑入144万4千円の増は、落雷被害による電話交換設備の更新にかかる建物災害共済金の対象額が増えたことが主な理由でございます。

次に12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費、節1報酬304万円の減は、不足する会計年度職員の支援員、看護師について募集しておりましたが、応募がなく雇用できなかったため減額するほか、手当等も実績に基づき減額するものでございます。節2給料117万2千円の減は、退職に伴い欠員となりました正職の看護師を募集しておりましたが、応募がなく雇用できなかった分の給料を減額するもの。節3職員手当等84万1千円の減は、実績により減額するもの。節4共済費91万2千円の減は、職員の欠員に伴い共済組合納付金を減額するものでございます。節12委託料181万1千円の減は、給食調理補助業務委託のほか、職員派遣業務委託の日数を減らしたことによる減額及び、除雪業務委託の回数が見込みより少なかったことが主な理由でございます。節14工事請負費75万4千円の減は、電話交換機更新工事の入札差金によるもの。節17備品購入費32万6千円の減は、軽自動車更新時の購入差金ほか実績によるものでございます。節10需用費304万1千円の減は、それぞれ実績により減額するもので、消耗品費、食料費は職員の欠員に伴い計画した事業、行事を一部中止・規模縮小したことによる減、光熱水費は、経費節減に努めたほか、国の電気料軽減補助が見込みより継続されたことなどによるもの。賄材料費につきましては、入院や退所等による食数の減が主な理由でございます。

款1、項2、目1ひだまりの家管理費、節1報酬135万6千円の減は、鹿島荘同様に、会計年度任用職員の欠員分を減額するもの。節3職員手当等10万9千円の減及び節4共済費10万1千円の減は実績によるもの。節10需用費128万4千円の減は、鹿島荘同様に光熱水費の減及び、賄い材料費の実績により減額するものでございます。

款3予備費は、鹿島荘予備費1,832万5千円、ひだまりの家予備費84万円をそれぞれ増額し、歳入歳出を調整するものでございます。

16ページから19ページは給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって報告第8号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」は報告どおり承認されました。

次に、議案第10号「財産の取得について」を議題として、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（横川和彦君）登壇〕

○消防長（横川和彦君） ただいま議題となりました議案第10号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

現在、大町消防署に配備の車両は、平成27年度に導入したものであり、10年が経過し走行距離は17万キロを超え、車両本体はもとより、搭載されている医療機器の性能低下や部品交換に苦慮しておりましたことから、今回更新するものであります。

取得物件は、高規格救急自動車1台であります。この車両は、高度救命資器材を搭載しており傷病者にあった救命処置が行えるとともに、高度な救急処置にも威力を発揮する車両であります。

契約方法は、指名競争入札として8者を指名し、4月24日に入札を行いました。その結果、3,599万1,830円で長野トヨタ自動車株式会社 大町店と、4月27日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。

今、指名競争入札という説明がりましたが8者からの対象になると、一般競争入札という見方もできるわけですが、これを指名競争入札とする広域連合の基本的な考え方、基準について説明ください。

2点目は、入札の経過について説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 救急車の入札についてのお尋ねにお答えいたします。

指名競争入札にした理由については、高規格救急車は特殊な性質を持っていますので、地方自治法施行令167条等法律に基づき入札を行いました。これは、故障時には即応体制が必要であること。また、特殊車両販売と高度管理医療機器等販売許可がある業者としたところでございます。

次に、8者指名にした経過についてお答えいたします。指名業者につきましては、関係市町村に登録されている業者のうち、特殊車両販売と高度管理医療機器等販売許可を有する業者を選定した結果が8者となったところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 入札経過書について、説明資料に提供していただいておりますが、第1回の入札で金額を提示したのは、今回ここに出ている長野トヨタ自動車大町店だけです。あとの7者は辞退。1者が不入札という結果です。これでは実際には入札における競争条件というのが満たされていないという見方もされてしまいますけれども。競争条件を満たすという努力というのはどんな形でされているのか。この入札経過書を踏まえて説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 競争は成立しているかとお尋ねにお答えいたします。

当消防本部では、以前は対面方式による入札を行っておりましたが、この方法では会場への参加者が1者のみであった場合、適切な競争入札が成立しない可能性があると考え、4年

前から郵便入札方式を採用しております。郵便入札におきましては、入札時に競争相手の有無や他社の動向を知りえない状況の中で各事業者が積算の上、入札書を郵送してくることから、適正な競争原理が働いているものと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 本来、一般競争入札の競争原理というのは、1回目の入札で複数社が金額を入札する。それを踏まえて2回目の入札で改めて、入札額を複数社が提案する。そういった経過を繰り返す中で、最も低い金額提示した業者が落札をする。これが普通の競争入札の経過になるわけですがけれども。極力そういう形を公正な競争関係を作った上で入札を行うというのが基本原則であると思います。

その点を踏まえれば、今の郵便入札方式だから競争原理が働いている。一部的には認められる点もありますけれども、競争入札の原理を十分生かした入札ということになれば、更に、そういった方向性を目指して創意工夫を生かす必要があると思うんですけれども、その点を今後の考え方について説明ください。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 一般競争入札についてのお尋ねにお答えいたします。

一般競争入札は地域要件を付加しないと遠方の事業者が落札する可能性もありますので、他の契約事例も参考にしまして今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第10号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「北アルプス広域連合執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第11号「北アルプス広域連合執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

北アルプス広域連合執行機関の付属機関のうち、介護保険事業に関する審議を行う各委員会等につきましては、条例の別表中に列挙する介護保険事業計画作成委員会のほか、各協議会・委員会の各任期について改正するものでございます。

お手元にお配りしてあります議案説明資料の新旧対照表を併せてご覧ください。

介護保険事業計画作成委員会の委員の任期について、計画策定後1年としておりますのを、当該計画期間の2か年度目の末日までに改正し、介護保険事業計画作成と深い関わりがあり、介護保険事業計画作成委員会の委員の大半が併任となっております「地域包括支援センター等運営協議会」や「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」の4つの委員会等の任期について、介護保険事業計画作成委員会の委員任期に合わせるものでございます。

これにより、当圏域における介護保険制度の審議主体であります介護保険事業計画作成委員会による計画の策定作業時期に合わせた委員任期に統一され、各委員会等が独立して専門分野の審議を行いつつ、介護保険事業計画の作成にも柔軟かつ密接に関われるよう整理し条例を改正するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第11号「北アルプス広域連合執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（傳刀健君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

質問通告者は3名であります。

よって3名の質問を行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

これより質問に入ります。

質問順位第1位、9番薄井孝彦議員の質問を許します。

薄井孝彦議員。

〔9番（薄井孝彦君）登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 9番、池田町議会議員の薄井孝彦です。

令和8年5月議会の一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いします。

今回は、北アルプス地域における介護資源の維持、確保に向けた広域連合の取り組みと、大規模災害における広域消防の対応の2点について伺います。

それでは1点目。北アルプス地域における介護資源の維持、確保に向けた広域連合の取り組みについて伺います。1点目は、介護老人保健施設「虹の家」の民間移行に伴う諸課題についてお聞きいたします。広域連合が運営する虹の家の民間移行は、地域介護のインフラの

質を左右する極めて重要な転換点です。円滑な移行とサービスの継続性を確保するため以下について伺います。

もう1点は民間移行の進捗状況とスケジュールについてお聞きします。譲渡先の選定は公募型プロポーザルで行うと聞いておりますが、いつごろ、どのような手順で実施する予定か具体的なタイムスケジュールをお聞きします。

○議長（傳刀健君） 質問が終わりました。

薄井孝彦議員の持ち時間は38分といたします。

薄井孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

連合長。

[連合長（牛越徹君）登壇]

○連合長（牛越徹君） 介護老人保健施設虹の家について、譲渡先の選定はいつ行うか、とのご質問にお答えします。

虹の家の移管につきましては、昨年度の意向調査において関心を示した、民間社会福祉法人との意見交換や大町病院との調整を重ねながら、現在、公募に向けた要件の整備を進めております。

具体的には、老朽化に伴う施設の修繕を要する箇所の把握や、維持管理コストのシミュレーション、また、運営の移管に伴う条件の設定など、多くの検討事項と選択肢がありますことから、現在1つ1つを精査の上、公募に付する要件を整理している段階でございます。

そのため、本定例会終了後の議会全員協議会におきまして、これまでの条件整理や運営移管のスケジュール等について、ご説明申し上げることとしております。

なお、虹の家につきましては、本年度末をもって広域連合による運営を終了することとしておりますことから、移管の手続き等に要する期間を考慮しますと、遅くとも6月中のプロポーザル方式による公募の実施に向け、現在、公募要綱の作成等を鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

○9番（薄井孝彦君） 一応6月頃やるという予定ですが、この前、新聞等によりますと既にいろいろなところと検討されてるということですが、もしわかりましたら、どの程度の協議をされているのか、その辺をお聞きできればと思いますけども。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。この後の全協でも報告させていただけたらと思いますけども、公募の条件につきまして、どういった部分の修繕費用ですとか、人材確保ですとか、そういったそれぞれの課題を洗い出しながら条件を整理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 2者くらいと協議をやっているというふうに私は聞いておりますけど、そんなことでよろしいでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。

譲渡先の選定における条件設定についてですけども。地域の介護体制を堅持するため、プロポーザルの選定条件、或いは審査基準について、以下の3項目を必須要件として盛り込むべきと考えますけれども、広域連合の見解を伺います。

1つ目は利用継続の完全保証です。現行の利用者、1日入所者が40名、それから通所リハビリが1日20名というふうに聞いておりますけれども、その受け入れを確実に継続していただくということが1点目。

それから、利用料金の急激な変動抑制ですけれども、民間移行に伴う過度な利用者の料金負担の増を避け、利用者が安心して利用継続できる料金体制を維持すること。

3つ目に、雇用と処遇の維持ですけれども、継続の雇用を希望する現職員の雇用を守り、これまでの経験やスキルが活かされる処遇を維持すること。

この3つを公募の選定、審査要件の基準にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 私からは、公募の選定条件に盛り込むべき項目についてのお尋ねにお答えいたします。

現行の利用者の受け入れを確実に継続することにつきましては、民間移管後もこれまでと同様に、安心して必要な介護サービスを受けられるよう、環境を整えることが重要な要件と考えております。

このため、議員ご提案の施設の定員規模につきましては、現状の入所定員42人、通所リハビリ定員24人の運営規模を、公募の基本的な条件の1つとしたいと考えております。

一方で、介護老人保健施設は、在宅復帰を目的とした施設であり、利用者の入退所による入れ替わりを前提としており、特定の利用者の受け入れを条件に付することには、慎重な検討が必要であると考えておりますが、現にご利用いただいている皆様が、引き続き円滑にサービスを利用できますよう、事業者の選定や引き継ぎの過程において、十分留意をしてみたいと考えております。

また、通所リハビリテーションにつきましては、病院併設であり、比較的医療依存度の高い利用者が安心して、外出、通所が可能となるなどの特性を踏まえ、利用者の状況に配慮する必要があるものと考えております。

このため、担当ケアマネージャーなどと連携を図り、運営移管後においても持続的な利用が図られるよう配慮を求めています。

次に、利用料金の急増を抑制することにつきましても、介護保険サービスの自己負担額は、介護保険制度により定められておりますことから、民間移管に伴って急激な負担増が生じることはなく、また居住費や食費等の、いわゆる負担限度額の設定につきましては、移管後の民間法人の経営手法に基づく面もありますが、これについても配慮を求めています。

最後に現在の従業員で、希望する方の雇用と処遇を守ることにつきましては、介護人材の確保は重要な課題であり、これまで虹の家の運営を支えてきた職員の知識や経験は、運営主体が変更する場合におきましても、地域における安定的なサービス提供を確保する上で重要なものと考えております。

このため、職員の個々の意向について、面談により丁寧に把握するとともに、事業者の公募に当たっても、円滑な運営の継続の観点から、雇用や適切な処遇について、十分な配慮がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

そういうことで、ぜひやっていただきたいと思いますけれども。ただ言ってみれば今、非常に介護施設の報酬単価が低いということで、民間移管したとしても、非常に経営は厳しくなるのではないかと思います。そういうことを考えますとやはり、民間に移ったとしても、広域連合としての支援や連携そういったものをやっぱりとっていく必要性が私はあると思いますけれども。その辺についてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 運営自体は上手く引継げれば民間の方をお願いする形になると思うんですが、当然私も保険者という立場もございます。介護基盤が安定するということで相談があれば、継続して支援をしていくという形をとろうと思っております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） ぜひ移ったから、それでお終いということではなくて、引続き連携をとって、支援していただければと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

白馬村内にある民間デイサービス事業所の撤退の対応についてお聞きします。白馬村内の民間事業者が、本年9月をもってデイサービス事業終了するという報に接し、強い危機感を抱いております。

本件により、1日13名から14名の介護資源が失われるということになりますが、広域連合として、この事態をどのように把握しているのかお聞きします。また、利用者の受け皿、代替サービスの確保に向けて、関係町村や他事業者とどのような調整を行うのか。あわせて具体案を伺います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

撤退するデイサービス事業所の利用者の受け皿の確保についてお答えいたします。

白馬村に所在する定員18人のデイサービスセンターが、本年9月をもって事業を廃止することにつきましては、報道発表前から課題として把握しており、白馬村担当課及び地域包括支援センターにおいて、対応が進められているものと承知しております。

具体的には、白馬村地域ケア会議を活用し、居宅介護支援事業所や、近隣のデイサービスセンター、デイケアセンターへの聞き取りを通じて、利用者の身体状況や生活環境等を踏まえたニーズの把握を行うとともに、各事業所の受け入れ可能性について確認が行われております。

その上で、単に受け入れ枠の確保にとどまるのではなく、ケアマネージャーによる適切なアセスメントに基づき、利用者一人一人の状態等に応じた、適切なサービスが継続的に提供されるよう、各事業所の機能や特性を踏まえ、調整が進められているものと認識しております。

なお、広域連合としましては、引き続き村担当課と通所サービスの提供体制のあり方について検討してまいります。昨今の社会状況を踏まえ、新たな事業所の立ち上げは、

人材確保や建設費の高騰の課題などから、容易ではない状況にあり、新規の施設整備の検討とともに、介護予防の取り組みや生活支援サービスの充実を図り、要介護認定者の重度化防止や、在宅生活の継続支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 具体的に13名から10名の通ってる人たちの受け入れ先、この見通しとして何とかなるということなののでしょうか。簡潔に説明していただきたいんですけども。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ご質問にお答えいたします。

実際のところ55名ほど、いらっしゃるというふうに聞いているところでございますが、担当課また、包括支援センターの取り組みにより、おおむね調整が進んでいるというふうには伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） おおむね調整が済んでいるということで、一安心したわけでございますけれども。いずれにしても、こういう介護報酬の低さ、或いは人員の不足、そういったものによって、こういう現象が多分起こってくると思うんですけども。これは1つの例として、また、そういった動きがドミノ倒しの発生し、サービスの減少につながっていくということを非常に危惧するわけでございます。既に広域連合として、おやりになって計画されてると思いますけども。現在の広域管内の介護施設事業所の経営状況とか、人員不足の実態調査ですね、これはやっぱり早急に行って対策を考えていただきたいと思いますけども、その辺の考え方をお聞きます。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

今年度は、来年からの第10期の介護保険事業計画の作成期間ということになります。今後ですね、地域包括ケアの深化ということで、今やらせていただいているんですが、それに基づきまして、その事業所の実態ですとか、就労者がどういった状況とか、そういった調査もさせていただくことになろうかと思っておりますので、そういったことを踏まえて、今後、活かしていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） そういうことでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。介護報酬の改定及び処遇改善に向けた国の働きかけについてお聞きます。

物価高騰と深刻な人手不足により、地域介護はまさに崩壊の瀬戸際にあります。介護報酬と介護職員の処遇の抜本的な引き上げがなければ、今後も、事業の撤退や縮小の連鎖を食い止めることは困難と考えます。地域介護のインフラを死守するため、広域連合長には、現状の窮状を国へ直接届ける責務があると考えます。

介護報酬の再改定や、地方の実情に即した介護職員の待遇改善の抜本的強化について、国に対して強く要望を行うべきと考えますが、広域連合長の決意と見解を伺います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

広域連合長。

[連合長（牛越徹君）登壇]

○連合長（牛越徹君） 国に対し、介護報酬の再改定と処遇改善を要請すべきとのこと質問にお答えします。

通常ですと制度の改正における介護報酬は、原則、全国一斉に作成される介護保険事業計画の初年度からの3年間を終期として見直しが行われ、必要に応じ介護報酬の改定が行われます。前回令和6年度の改定においては、全体でプラス1.59%の改定が行われ、そのうち介護職員への処遇改善が+0.98%、1%弱。その他分が、プラス0.61%となっております。

この介護報酬における従業員の待遇改善に直結する処遇改善加算は、介護現場で働く従業員の賃金水準の向上と、職場環境の改善を通じて、介護人材の確保と定着を図ることを目的としております。併せて、他の産業との賃金格差を是正するとともに、資格や経験、職務内容に応じた昇給の仕組みを設けることを目的として、平成24年度から新たに介護報酬の中に制度化されたところでございます。

これは単に賃金の改善だけに留まらず、従業員のやりがいやキャリアの形成を支援して、働きやすい職場の環境整備を構築するため、介護サービス事業所を支援する総合的な制度として定着してきたところでございます。

なお、本年6月に例外的な介護保険事業計画期間の真ん中において改定するとして、処遇改善加算の増額改定に加え、ケアマネージャーが在籍する居宅介護支援事業所等へも対象の範囲が拡大しております。

一方で、令和6年度の報酬改定では、介護サービスのうち訪問介護のみ基本報酬額が引き下げられ、代わりに処遇改善加算が増額されました。これは、令和6年、一昨年の広域連合8月定例会での陳情にもありましたように、報酬改定の不公平感が社会問題として課題になったところでございます。

広域連合としましては、令和6年10月及び令和7年10月に、全国介護保険広域化推進会議の場において、厚生労働省に対し、介護インフラの維持を主眼とする基本報酬の引き上げを直接要望するとともに、決議書をもって介護人材不足について課題を提起したところでございます。

今後につきましても、全国市長会や町村会、広域化推進会議の場を通じ、現場の実情を踏まえた要望を継続的に行っております。と申し上げますのは、これまでも、令和7年度或いは令和6年度からも、全国市長会においても、この問題を国に続けて要望しているところでございます。

私が連合長に就きました平成18年当時26.1%でありました圏域の高齢化率は、現在38.5%となっております。この20年間の社会状況の変化は極めて大きく、今後も更に、人口減少と担い手不足が進むことが見込まれており、このような中にありましても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制を守り抜くことが、今に生きる私たちの責務であると考えております。

全国的にみましても、特に高齢化が進む当圏域におきまして、当広域連合がこれまでに直面してきた課題とその対応の積み重ねがあります。今後、間違いなく、同様の課題に直面する他の地域にとりましても、1つの指針となりうるのではないかと考えており、現在の取り組みが次の世代にも受け継がれ、持続可能な介護体制の構築につながることを願うところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

今までもやってきたということですので、今後も引続いてやっていただきたいと思いますけれども、特に当圏域は中山間地域ということで、移動コスト等も非常にかかりますので、その実情も、ぜひ国に要望していただきたいと思います。

次の質問に移ります。大規模地震、大規模降雨災害への北アルプス広域消防の対応と課題についてお聞きします。

大規模地震発生時における、救出と防災体制についてお聞きします。

昨年4月に続き本年4月18日にも、大町地域を震源とする最大震度5強及び5弱の地震が相次いで発生いたしました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

信州大学の太塚勉特任教授の指摘によれば、2011年の東日本大震災以降、地殻のバランスが変化し、内陸部でも地震が誘発されやすい状況が続いておるとし、今回の地震についても、国内最大級の活断層帯である糸魚川・静岡構造線断層帯の一部が動いたものと分析されています。仮に、同断層帯の北部、小谷から明科区間で直下型地震が発生した場合、マグニチュード7.4から7.7程度、最大震度7の激震が予想されます。建物の倒壊や道路の寸断、土砂崩落など広域にわたる甚大な被害を避けられません。

このような切迫した状況下において、住民の命を守り抜くことは広域消防の最大の使命です。そこで、大規模地震発生における初動救助体制の構築や自衛隊、警察、災害派遣医療チームなど、関係機関との連携強化について、現在どのような具体的な対策を講じ、またどのような課題を認識されているか伺います。

特に、初動救助において極めて有効な災害救助犬の活用や、倒壊家屋の内部を探索する電磁波人名探査装置、或いは、隙間から内部を確認する画像探索機、サーチカメラなどの高度救助資材の整備状況について、あわせてお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（横川和彦君）登壇〕

○消防長（横川和彦君） 北アルプス広域内で大規模地震が発生した場合の対応と課題について、お尋ねにお答えいたします。

近年、当地域において震度5以上の地震が複数回発生している状況に鑑み、地域住民の皆様の不安が高まっておりますことは十分承知しております。

また、大規模地震の発生を想定して備えることは極めて重要であると認識しております。当消防本部の大規模地震災害での救助体制の整備につきましては、まず、ソフト面では、毎年、県消防学校の救助課程に職員を派遣し、地震発生時の救助方法について、研修を積ませています。また、毎年実施されております防災の日の総合防災訓練や、県内消防相互応援隊の合同訓練に参加し、倒壊建物を想定した救助訓練を行い、震災時における救助技術の向上を図っております。

更に、ハード面では、画像探査機1台を保有するとともに、大町市と共同で小型重機を配備し、地震により倒壊した建物などからの救助態勢につきましても、整備に努めております。

次に、他の機関との連携につきましては、県消防相互応援協定に基づく応援体制のほか、大規模災害時に県庁に設置される、災害対策本部内の消防応援活動調整本部に参画し、緊急消防援助隊のほか、自衛隊をはじめとした他機関との連携調整を行う体制が確立されております。

課題としましては、広範囲に災害が発生した場合の、被災状況の早期集約とともに、情報の選別や、共有体制の更なる強化に加え、発生直後の人員や資機材に制約がある中で、効果的な消防力の運用体制を確立することが挙げられます。

これらの課題に対しましては、関係機関との実践的な合同訓練を重ねる中で、連携の強化を図り、適宜、消防本部の対応マニュアルを見直すなど、地域の皆様の安心、安全の確保に向け、引き続き力を尽くしてまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 十分にやっておられるとのことで、大変ご苦勞様でございます。引き続きよろしくお願いいたします。次の質問に移ります。

大規模洪水時における住民救出、防災体制についてお聞きします。

大北内地域において、想定最大規模降雨、48時間に741ミリが現実にあった場合、高瀬川流域の大町市、池田町、松川村の平たん部では、その多くが水深3メートル程度まで浸水すると予測されています。このような壊滅的な、浸水被害が想定される中、広域消防としていかに住民の命を救い出すか。救出体制の整備や他機関との連携及び広域避難誘導など、現在の検討状況を伺います。

特に激しい濁流が予想される洪水時においては、漂流物や瓦れき、鋭利な金属片などによるボートの損傷が懸念されます。従来のゴムボートでは対応できない過酷な現場を想定し、耐久性の高い高密度ポリエチレン製ボートや、ウレタンチューブ製ボートが南北の消防署にそれぞれ配置できないか、また、職員が水害時に使用するドライスーツ、水が染み込んでいないスーツが整備されているかどうか伺います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（横川和彦君）登壇〕

○消防長（横川和彦君） 大規模降雨災害での消防本部の対応と課題について、お尋ねにお答えいたします。

当消防本部では、被害状況の的確な把握と、安全管理体制を強化するため、ドローンの活用を積極的に進めております。これにより、浸水区域や土砂災害の発生現場の状況を上空から迅速に把握し、効果的な部隊運用と隊員の安全確保に活かすこととしております。

実際に、令和5年12月に発生した白馬村黒豆沢土砂災害では、上空から捉えた映像を、消防本部や指揮隊に伝送して被害状況を共有し、二次災害を防ぐ警戒監視に大きな効果を発揮したところであります。

また、破損した木材等の漂流物が流下する環境下においても活動可能な、船外機付きボート一艇を救助隊に配備するとともに、大町市と共同で整備した、車椅子に乗ったまま避難者が乗船可能なウレタンボート一艇を市防災倉庫に、また、各消防署には障害物に対応できる手こぎボートを一艇ずつ配備し、即応体制をとっております。

更に、低水温や障害物、薬品が漂う、水中において活動する隊員の安全を確保するため、浮力の高い流水救助用救命胴衣9着のほか、船舶用救命胴衣18着、ドライスーツ4着を保有し、水害や水難事故に備えているところであります。

なお、当消防本部の対応力を超える降雨災害等では、早期に県消防相互応援隊や、緊急消防援助隊などの消防広域応援を要請し、活動人員や資機材を増強して対応してまいります。

課題としましては、水害を想定した実践的な訓練機会の充実と、安全を確保する救命胴衣やドライスーツ等の、装備の増強が必要と考えております。

今後も、水害や水難事故に対する技術力の向上と、資機材の整備を図り、圏域住民の皆様
の身体、生命を守るため、一層の体制強化を進めてまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） それぞれ対応されているということで、非常に結構だと思うんですけども。南部署にもぜひ、ウレタンチューブやポリエチレンのボードだとかですね、そういうのを配備していただきたいと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（横川和彦君） 南部消防署にも手こぎボートではありますが、漂流物に対応した一艇を配備しております。今後も資機材の充実にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 想定最大降雨量の場合は、相当高瀬川が氾濫するということになり、相当の濁流が多分流れると思いますので、手こぎボートでは多分対応できないと思います。ぜひ船外機付きのボートもぜひ、早めに用意していただければ、非常にありがたいと思います。ぜひ何とかその辺よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 南部消防署にも船外機付きの救助艇ボートの配備をとの質問にお答えしたいと思います。

現在、当消防本部にありましては船外機付き一艇がございますが、今後も資機材の整備には努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

ぜひ、何とか早めの整備をドライスーツと併せてよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今期をもって退任されます牛越徹広域連合長に対して、一言感謝の言葉を述べさせていただきます。

連合長におかれましては、北アルプス広域連合のリーダーとして、長年に亘り圏域の発展と住民福祉の向上のため、多大なるご尽力を賜りました。

広域連合という背景の異なる市町村を1つにまとめ上げる舵取りは、並大抵のご苦勞ではなかったと拝察いたします。連合長の常に真面目で、何事にも誠心誠意取り組まれるその姿は、我々多くの議員や職員、住民の深く信頼するところでありました。

複雑な広域行政の課題に対し、常に真摯に向き合ってこられた、これまでの歩みに深く敬意を表すとともに、心より感謝申し上げます。

退任後のさらなるご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

長い間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で薄井孝彦議員の質問は終了いたしました。

日程第7の途中ですが、昼食のため、13時20分まで休憩いたします。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時20分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7号議事を継続いたします。

質問順位第2位、5番栗林陽一議員の質問を許します。

栗林陽一議員。

[5番（栗林陽一君）登壇]

○5番（栗林陽一君） 5番、栗林陽一です。

通告に基づき、介護保険事業について質問いたします。

最初に高齢化率と要介護認定の関係についてお聞きします。

大北圏域の高齢化率は38.5%と、県平均33.3%を大きく上回っています。一方で、要介護認定率は17.1%と、県平均の17.9%より低い状況にあります。一般的には、高齢化率が高ければ、要介護認定率も高くなる傾向があります。しかし、大北内圏域では、高齢化率は高いが、認定率は低いという特徴が見られます。これは地域の健康状態や介護予防の成果といった前向きな要因も考えられる一方で、サービス不足や申請機会など制度利用につながっていない課題が背景にある可能性も考えられます。この特徴について、広域連合としてどのように分析されているのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 栗林陽一議員の質問が終わりました。

栗林陽一議員の持ち時間は残り38分といたします。

栗林陽一議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） 高齢化率が県平均を上回る一方で、要介護認定率が下回っている要因について、ご質問にお答えいたします。

この要因は、県域市町村共通の課題である人口減少と、担い手不足の課題に対し、各市町村が特性に応じて、それぞれの地域づくりを進めてまいりました政策の積み重ねが、総体として反映された結果であると分析をしております。

具体的には、地域包括支援センターや福祉担当部局を中心に、日常的な相談への対応を通じて高齢者の状況把握に努めるとともに、介護予防の普及啓発や自立支援に資する取り組みを、継続的に推進していることが挙げられます。また、要介護認定に至る前の段階で、市町村独自の体操教室などの介護予防サービスの利用を促進するなどにより、心身の状態に応じた適切な支援が行われているところでございます。更に、住民主体の通いの場の充実や、地域における見守り・支え合い活動により、高齢者が住み慣れた地域の中で役割や生きがいを持ちながら生活を継続できる環境づくりが進められております。これに加え、フレイル予防や健康づくり施策の推進により、要介護状態への移行を防止または遅らせる効果も、一定程度現れているものと考えております。

これらの取り組みが相まって、結果として、要介護認定率の上昇が抑制されている側面があるものと分析をしております。

今後におきましても、高齢者一人ひとりの状態に応じた切れ目のない支援に努めますとともに、地域全体で支え合う体制の充実や、相談窓口の周知を図り、介護が必要となった場合におきましても、安心して暮らし続けられる地域づくりの推進に取り組んでまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 認定率の低さが様々な要因の中で改善されているというようなご答弁でしたが、その中で住民の健康状態の良さと制度の問題どちらの要因がより大きい認識されているのかお伺いします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 認定率が低い要因をどのように分析しているかとのお尋ねにお答えいたします。

まず、前提としまして、65歳以上の高齢者のうち、要支援又は要介護状態と認定される方の割合は、介護保険制度の理念からしますと、できる限り低く抑えられていることが望ましいと認識しております。

その上で、周知不足により要介護認定や介護サービスの利用につなげていないというケースは、現時点においては限定的であると考えております。先ほどのご答弁にもありましたとおり、日常生活において何らかの支障や不安を感じられた場合には、地域包括支援センターの総合相談に通じて、心身の状況や生活環境を踏まえた適切な支援につなげているところでございます。

また、こうした支援の入口につきましては、かかりつけ医などの医療機関をはじめ、ご家族や民生委員、地域の関係者など、多様な主体からの情報が、地域包括支援センターに寄せられる体制が構築されており、地域全体で高齢者を見守り、支える仕組みが機能しているものと認識しております。

こうしたことから、認定率が比較的低い要因の1つとしましては、高齢者の健康状態が比較的良好に保たれていることが、背景にあるものと考えております。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員

○5番（栗林陽一君） ありがとうございます。

それでは続きまして、市町村の格差と負担の公平性についてお聞きします。

北アルプス管内では、池田町と白馬村の間で高齢化率が約7%の差があります。人口構造が異なれば、当然、介護サービス利用や給付費にも差が生じます。また、中山間地域では訪問介護などの効率性も低下しやすく、サービス提供コストが高くなる傾向があります。

介護保険制度は、地域全体で支え合う制度ですが、一方で住民からは負担の公平性が見えにくいという声もあります。

こうした人口構造の違いが、給付費やサービス利用の差としてどのように現れていくのか、また、負担の公平性についてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 市町村間の人口構造の違いが、給付費などにどのように現れているか。また、負担の公平性をどう考えるか、とのご質問にお答えいたします。

まず、当圏域全体の高齢化率は、昨年9月末時点で38.5%で、最も高い池田町では42.7%、最も低い白馬村では33.4%となっております。こうした差は、主に各市町村の人口構造の違いによるものと認識をしております。

この人口構造の違いが、介護サービスの需要や給付費に、一定の影響を与えるものと考えております。介護保険サービスは、要介護・要支援認定者への給付に加え、介護予防事業や日常生活支援総合事業など、認定を受けていない高齢者を対象とした事業も含まれており、一般に、高齢化率の高い地域ほど、全体としてサービス需要が増加する傾向にあると認識をしております。

一方で、保険給付費の動向につきましては、高齢化率のみで一律に定まるものではなく、介護施設の立地状況やサービス資源の配置状況のほか、在宅サービスの利用状況など、様々な要因の影響を受けるため、圏域内で均一ではないという実態がございます。

しかしながら、特定の市町村に施設が立地していることが、その市町村の給付費を総じて高くしているということはないと認識をしております。広域連合では居宅サービス事業所に対し、可能な限り、圏域全体をサービス提供範囲とするよう働きかけており、圏域住民が市町村の区域にとらわれず、必要なサービスを柔軟に利用できる体制の確保に努めております。

また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による調整を通じ、代替サービスの活用を含め、必要なサービスの確保が図られており、制度開始当初と比較して介護サービス事業所も大きく増加するなど、圏域全体のサービス提供は着実に充実してきていると考えております。

こうしたことから、広域連合としましては、「同じ負担で同じ水準のサービスを受けることができる」という、介護保険広域化の理念のもと、圏域全体を単位とした、サービス提供体制を維持していくことが、負担の公平性の確保につながるものと考えております。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 続いて、将来推計と保険料の見通しについてお聞きします。

全国的に高齢化が進む中で、大北圏域では既に県平均を上回る高齢化が進行しています。今後、2035年ごろまで要介護認定者数の増加が見込まれる中で、介護給付費の増加も避けられない状況にあります。介護保険制度は、給付費の増加がそのまま保険料上昇につながる構造であり、住民負担への影響も大きな課題です。要介護認定者数の増加に対して、給付費はどの程度伸びると見込んでいるのか。また、その結果として保険料はどのように推移すると想定するのかをお聞きします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） 要介護認定者が増加する見込みに対し、給付費はどう推移すると見込んでいるのか、とのご質問にお答えいたします。

まず、要介護認定者数の見込みにつきましては、本年3月末時点で3,479人となっており、第9期介護保険事業計画におきましては、本年度が3,490人、12年度が3,518人で本年度比プラス0.8%、更に17年度には3,560人となり、プラス2.0%と推計しております。

このように、「団塊の世代」が85歳から90歳に到達する令和17年、2035年にかけては、認定者数は緩やかな増加で推移するものと見込んでおります。

次に、要介護認定者数の見込みに対する介護給付費の見込みにつきましては、本年度が約63億7,523万円、12年度が約63億8,486万円でプラス0.2%、17年度が約64億4,457万円プラス1.1%と推計しております。

認定者数の伸びが緩やかであることを反映し、給付費も同様に大きな伸びではなく、緩やかな増加に止まるものと見込んでおります。

なお、全国的には、生産年齢人口の減少が続く中で、高齢者人口がピークを迎えることにより、社会保障や経済、労働力に大きな影響が生じることが懸念される、「2040年問題」が課題とされておりますが、当圏域においては、そのピークが全国に比べ早い段階で到来する可能性があるかと予想しております。

このため、今後におきましては、給付費の適正化や介護予防を、より一層推進し、制度の持続可能性を確保していくことが重要であると考えております。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 高齢化率が既に県平均を上回ってる中で、保険料の上昇は避けられないと考えます。その上昇の主な要因について、高齢化やサービス単価、人材不足など、どの要素が大きいか整理してお答えください。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） 高齢化率が県平均を上回る中、保険料上昇の要因についてご質問にお答えいたします。

介護保険料の上昇につきまして、まず、介護保険料設定の考え方をご説明申し上げます。

初めに、人口動態推計に基づく圏域内の、要介護認定者数及び伸び率を求め、これに介護サービス基盤の整備状況等を加味したうえで、前年までの給付実績に基づき、介護保険事業の計画期間3年分の給付費総額を算出します。この給付費総額に対して、第1号被保険者の法定負担割合である23%を乗じることで、ご負担いただくことが必要な保険料総額を算出します。

そして、この総額を65歳以上の第1号被保険者の推計数で除することにより、単純計算に基づく1人当たりの「自然体保険料推計値」が算出されます。

この額を基に、給付準備基金の活用や、低所得者の負担軽減を考慮したうえで、最終的に現在13段に設定されている、保険料負担段階ごとの保険料の基準額を決定いたします。

このように、介護保険料の上昇は、分子となります増加傾向にある保険給付の総量に、報酬改定率を乗じて算出される給付費総額と、分母となる減少傾向にある第1号被保険者の人数の関係に起因することになります。

なお、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者数の推計において、令和12年度は本年度と比較してマイナス3.3%、17年度に至ってはマイナス6.9%と予測しており、現在の介護保険料基準月額5,800円となっておりますが、自然体の保険料推計値は6,062円であり、これに給付準備基金を充てることにより、第8期の基準月額と同額を維持しております。

また、先ほどの第9期計画において推計した、12年度の自然体保険料推計値による基準月額額は6,834円となっており、改めて第10期介護保険事業計画において、9年度以降の算定を進めてまいります。自然体の保険料推計値に大きな差異は生じないものと見込んでおります。

今後も給付準備基金の積極的な活用等を検討し、できる限り保険料上昇の抑制に努めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 次にサービス提供体制についてお聞きします。

小谷村や白馬村などでは、介護サービス確保が課題であると認識しています。

特に訪問介護や通所介護では、人材不足や移動距離の問題などにより、事業運営が厳しくなっているとの声もあります。こうした状況では、必要な人が必要なサービスを利用できているのかという視点が重要になります。サービス不足により、結果として利用抑制が生じ、認定率や給付費にも影響している可能性があるのではないかと考えます。

サービス不足が結果として利用抑制につながり、給付費や認定率に影響している可能性はないのかお聞きします。

また、市町村ごとのサービス提供体制について、施設数やサービス量の現状と変化についてお聞きします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） サービス不足が給付額等に与える影響と、市町村別のサービス提供体制についてお答えいたします。

まず、サービス不足が保険料に与える影響につきましては、基本的にサービスが不足した場合には、事業計画において見込んだ保険給付費が減少することになり、その結果、必要な保険料を下回る要因となります。

ご指摘の北部地域におけるサービス確保の課題につきましては、先ほど薄井議員へのご答弁にも申し上げましたとおり、通所介護に関しましては、現在、白馬村を中心に事業所廃止に伴う対応が進められており、現時点での利用状況や、既存事業所の受け入れ状況等を踏まえますと、必要なサービスの提供体制が、著しく不足する状況にはないものと認識しております。その理由は、近隣事業所による対応や、ケアマネージャーによる適切な利用調整が、一定程度図られていることによるものであります。

次に、市町村別のサービス提供体制の増減等の状況につきましては、例えば、地域密着型サービスがスタートした、平成28年度と令和6年度を比較しますと、通所介護と通所リハビリにおきましては、比較期間9年間で大町市を除く4町村において、1事業所ずつ計4事業所で定員19人分が減少しております。一方で、特別養護老人ホーム1箇所、定員50人と、認知症グループホーム1箇所、定員9人がそれぞれ大町で増加し、訪問介護につきましても1事業所が増加しております。これにより、全体の介護サービス提供体制は維持されているものと考えており、特定の市町村における増減の偏りは見られません。

一方で、地理的要因等による施設や事業所数は、一定の増減や地域ごとの差異が生じておりますものの、こうした地域差を広域的に補完し合うことこそが、広域連合において介護保険事業を実施する、最大の意義であると考えております。

このため、事業者に対しましては、市町村の行政区域に縛られることなく、管内全域をサービスの提供範囲とするよう働きかけるなど、圏域全体でサービス基盤を支える体制の構築に努めているところでございます。

今後も、特定の地域でサービスが著しく不足することのないよう、広域的な視点に立ち、引き続き、サービス資源の適正な配置と確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 続いて介護人材の確保についてお聞きます。

現在、介護現場では全国的に人材不足が深刻化しています。介護人材不足は、単なる人手不足にとどまらず、サービス供給の制約、職員負担の増加、更には事業継続そのものにも影響を与えています。

また、人材確保のための賃金改善は必要ですが、その一方で人件費上昇は給付費増加率にもつながります。つまり、人材不足は介護基盤と財政の両面に影響する大きな課題です。

人材不足が介護基盤や財政に与える影響について、どのように分析しているのかお聞きます。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 介護人材不足が介護基盤や財政に与える影響について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人材不足は単にサービスの提供を制約するにとどまらず、事業所の経営面や介護保険の運営にも大きな影響を及ぼすものと認識しております。

不足する人材を補うため、人材紹介や派遣会社を活用することは、費用が高騰する中で事業所の経営をさらに圧迫しており、将来的な設備投資や処遇改善を困難にするなど、経営負担の連鎖を招くことが懸念されます。

また、介護人材を確保・定着させるためには、賃金改善をはじめ処遇改善が不可欠であり、その一方で、処遇改善加算の増額は介護給付費の増大にもつながりますことから、介護保険運営の影響にも、大きな課題であると認識しております。

給付費の増加は、保険料負担や公費負担にも直接関わるものであり、介護サービスの持続可能性を確保する観点からも、適切な制度運営が求められるところでございます。

更に、人材不足が介護基盤に与える影響につきましては、その全体像を把握することは容易でないものの、現場におきましては様々な形で影響が顕在化していると認識しております。

具体的には、配置基準を満たせないことによる、利用・入所の受け入れ制限や、専門職の確保が困難となったことなどを理由として、事業所の休止や廃止の方針が示されるなど、サービス基盤の縮小が見られております。

加えまして、介護従事者の高齢化も進行しており、こうした状況が継続する場合には、採算性の確保が難しい地域からの、事業撤退にもつながり、住み慣れた地域での生活を支える、地域包括ケアシステムの維持にも、大きな影響を及ぼしかねないものと認識をしております。

こうした状況を踏まえ、国では処遇改善や外国人人材の受け入れなどの施策が進められており、当広域連合としましても、現場の実情を的確に把握し、国や県に対し必要な要望等を行うとともに、圏域内における人材の確保と定着に向けた取組みについて、引き続き関係機関と連携して検討を進めてまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 続いて介護保険を広域で実施する意義についてお聞きします。

介護保険を広域で実施することについては、財政の安定化や事務の効率化、地域間格差の調整などが期待されています。

特に大北圏域のように、小規模自治体を含む地域では、広域化のメリットは大きいと考えます。一方で、住民からは「制度運営が見えにくい」、「地域の実情が反映されにくい」といった声もあります。介護保険を広域で実施することにより、これまで具体的にどのような効果があったのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

連合長。

[連合長（牛越徹君）登壇]

○連合長（牛越徹君） 介護保険の広域化は、保険財政の安定化に、どのように効果があったのか、とのご質問にお答えします。

まず、広域化の成果の1つとして、先ほどもご答弁申し上げましたが、「同じ負担で同じ水準のサービスを受けることができる」、安定した体制の確保が挙げられます。

これまでの当圏域における介護保険施設の基盤整備につきましては、圏域全体での検討、協議の下で、計画的に整備が進められてきた経緯があります。

その結果、県が公表している、県内における施設サービス利用者数のデータでは、県平均を100とした場合、当圏域は129.5という高い数値になっております。これは県内でも高い利用水準等を示しております。一般には、施設サービス利用者の増加は介護給付費の増大につながり、ひいては、その財源として必要となる、介護保険料の上昇に直結するものと考えられますが、当圏域における介護保険料の設定は、全国平均6,225円という水準の中、県平均5,647円は上回りますものの、第8期計画と同額の5,800円を維持することができております。

また、財政面におきましては、介護保険料の不足を補うための給付準備基金について、広域連合として一定規模の基金を確保し、これを保険料水準の抑制に有効に活用してきております。この点も広域化の効果の1つの現れであると認識しております。一方で、高齢化の進展や施設の整備等について、市町村ごとに介護サービスの利用状況に差が生じた場合にありましても、特定の市町村に急激な負担が生じないように、広域連合全体で財政運営を行うことが可能であることから、市町村が単独で保険者となる場合と比較して、有利な環境にあるものと考えております。

さらに、全国の状況を見ますと、令和6年4月の時点で、39の地域207市町村において介護保険の広域化が図られており、全国自治体の約1割の市町村が、広域的な保険者により運営されております。

そもそも保険事業は、その財政基盤が大きい程、安定が図られるとされており、介護保険の広域化につきましては、小規模市町村において、安定的かつ効率的な制度の運営に資するものとして、国におきましても位置付けており、令和3年厚生労働省告示の「介護保険事業

に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が出されております。この指針において、広域的な取組みの推進が重要であるとしております。

こうしたことから、広域化の意義として、当圏域における介護保険財政の安定化に、大きな効果をもたらしているものと認識しており、今後も広域連合としてのメリットを強みとして十分活かして、そして持続可能な介護保険の運営に力を尽くしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

栗林陽一議員。

○5番（栗林陽一君） 次に制度運営の課題についてお聞きします。

今後、給付費と保険料の上昇が見込まれる中で、制度への理解と納得をどのように得ていくのかは非常に重要な課題です。介護保険制度は、住民全体で支える制度であり、「なぜ保険料が上がるのか」、「地域の介護需要はどう変化するのか」を丁寧に説明していく必要があります。また、制度の持続可能性を維持するためには、住民との情報共有や説明責任がこれまで以上に求められると考えます。

制度の現状や今後の見通しについて、どのように住民に説明し、理解を得ていくのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） 今後も給付費や保険料の上昇が見込まれる中、住民へはどのように説明し理解を得ていくのかとのご質問にお答えいたします。

介護保険制度は給付と負担の関係で成り立つ制度であり、今後の給付費や保険料の見込みにつきまして、圏域住民の皆様に対し適時適切な情報提供に努めご理解いただくことが極めて重要であると認識しております。

情報の提供や説明につきましては、本年度作成の第10期介護保険事業計画の内容や保険料の設定にとどまらず制度全般にわたり、時宜にかなった丁寧な周知啓発に努める必要があるものと考えております。

一方で、65歳到達時の被保険者証や保険料の通知を受け取られた方から制度そのものに関する問い合わせを多くいただいております。全世代の住民の皆様には制度の内容が十分浸透しているとは言いがたい面があります。

このため、今後の周知方法につきましては行政側の視点で情報発信するのではなく、住民が知りたい情報は何かを的確に把握し、より分かりやすい形でお伝えしていくことが重要と考えております。

広報誌や65歳到達時等のお知らせの内容を精査するとともに、ホームページにつきましても、最新情報へ適時更新に取り組むことといたします。

また、65歳以上の方に限らず現役世代や若年層の方にも関心を持っていただけるよう、周知方法を工夫するなどライフステージに対応した情報の提供に努め住民の皆様に対し、制度への理解を深めていただけるよう分かりやすく丁寧な制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

よろしいでしょうか。

以上で栗林陽一議員の質問は終了いたしました。

議事を継続いたします。

栗林陽一議員は自席へお戻りください。

次に、質問順位第3位、16番 切久保達也議員の質問を許します。

切久保達也議員。

[16番（切久保達也君）登壇]

○16番（切久保達也君） 16番、切久保達也です。

それでは通告書に沿って質問をさせていただきます。

まず、大きい項目ですが、一般廃棄物処理基本計画と最終処分場延命化について質問させていただきます。

北アルプス広域連合ではこれまで、ごみ処理広域化基本構想、広域化計画、ごみ処理施設基本計画を策定し、広域でのごみの適正処理と循環型社会の構築に取り組んできました。

平成30年には、北アルプスエコパークと大町リサイクルパークが稼働し、令和3年には白馬リサイクルセンターも稼働するなど、分別の統一や資源化の推進に向けた体制整備が進められてきたことは一定に評価するところであります。

一方で、令和7年3月に見直された、一般廃棄物処理基本計画の現状分析及び基本方針において、ごみの発生抑制が滞っていること、1人1日当たりのごみ排出量及び生活系ごみについて、前計画の目標達成が困難であること、また、資源化率も低下傾向にあることが明記されています。更に、最終処分場については、埋立容量に限りがあり、延命化と次期処分場整備の検討を並行して進める必要があるとされています。また、関係3市村それぞれの総合計画等においても、大町市では、ごみ減量化と資源化の推進、白馬村では、焼却ごみの削減と分別の徹底、小谷村では、可燃ごみの減量化と不法投棄監視の強化が掲げられており、広域計画と各市町村の施策が連動して進むことが重要であると考えます。

最終処分場の延命化は単なる施設管理の問題ではなく、発生抑制、分別、資源化、事業系ごみ対策、観光地対策を含めた、地域全体の責務であると考え以下の質問をいたします。

計画目標未達の要因について、令和7年3月に見直された一般廃棄物処理基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりの生活系ごみについて、前計画の目標達成が困難であるとされています。広域連合として、この未達の主な要因をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 切久保達也議員の質問が終わりました。

切久保達也議員の持ち時間は、残り36分といたします。

切久保達也議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） 1人1日当たりのごみ排出量等に関し、昨年3月の見直し前における、ごみ処理基本計画の目標達成が困難であった要因について、お尋ねにお答えいたします。

まず、主な要因としましては、当圏域における社会環境の変化が背景にあると考えております。

1人当たりの排出量の算出の基準となります人口は、統計上の基準日とされる、各年10月1日の毎月人口異動調査結果を用いておりますが、冬季観光シーズン前の時期は、当圏域

における年間を通じた人口が、比較的少くなる時期であるため、1人1日当たりの排出量の数値に、少なからず影響を与えているものと考えられます。

また、事業系ごみは増加傾向にあるものの、目標値を下回っており、長期滞在型の簡易宿泊施設の増加などにより、生活系ごみと事業系ごみの分別が、適切に行われていない可能性も考えられます。

更に、コロナ禍以降の人の動きが回復した令和4年以降、ビニールや合成樹脂類のごみが大きく増加していることも、要因の一つと考えております。

こうしたことから、今後の目標値達成に向けましては、更なる分別の徹底が不可欠であり、特にプラスチック類については、再資源物として分別制度の理解の促進と、一層の周知徹底が重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 計画を見させていただきますと、排出量全体は減っているのかなというふうに見受けられますが、目標の設定はあくまでも1人1日当たりという数値で出すということでございます。

次に目標達成に向けた課題と対策というところでお聞きしたいと思っておりますが、1人1日当たりのごみの排出量について、令和14年度の見込みは計画を見ますと1,050グラム、目標値927グラムというのを大きく上回る見込みとなっております。

また、生活系ごみについても、令和14年度の見込み485グラムに対し、目標は378グラムと大きな乖離があります。こうした状況を踏まえ、従来施策の延長だけでなく、新たな対策が必要ではないかと考えております。併せまして、生活系可燃ごみの紙類46グラム、生ごみ22グラム、プラスチック4グラムの削減目標というのがありますが、その達成の可能性をどのように評価しているのか。また、計画では、ごみの発生抑制が滞っているとされていますけども、その要因については、住民意識の問題というふうに考えているのか、それとも制度や仕組みの側に課題があると考えているのか、以上あわせてお伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長（飯島伸幸君）登壇〕

○総務課長（飯島伸幸君） 生活系可燃ごみの、削減目標達成に向けた課題と対策について、お尋ねにお答えいたします。

前計画の目標値達成は、困難な状況ではありますが、生活系ごみの排出量につきましては、緩やかな減少傾向にあります。

今後につきましても、住民の皆様へ、引き続き排出抑制や分別の徹底にご協力いただき、生活系可燃ごみの削減に取り組んでまいります。

特に、昨年度から新たに開始した、製品プラスチックの資源化につきましても、制度の定着を図ることが、ごみの排出抑制において、極めて重要であると考えております。

また、生活系可燃ごみの削減に当たりましては、紙類、生ごみ、プラスチック類のいずれも重要と考えております。特に紙類は、可燃ごみに多く含まれていることから、重点的な分別の徹底が、削減目標の達成に向けて不可欠であります。

ごみの発生抑制が滞っている要因としましては、資源物の分別収集において管理・運営にご協力いただく場面が多い、自治会の加入率が近年低下していることなども、影響の一因と考えます。

なお、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬リサイクルセンターでは、平日に資源物を受入れておりますことから、制度上の課題は比較的小さいものと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 今、プラスチックの資源化等は始まっていて進められているという答弁でございましたけども、その資源化率が計画では低下しているというふうに出ております。

生活系ごみの中に、紙類も多く含まれているというような話でもございましたけども、その資源化率の低下の要因の改善等の見込みについて、お聞きしたいと思うんですけども、紙類の減少、それから電子書籍化、店頭回収の普及などが要因として挙げられておりますけども、ごみ排出量自体は減少していないというふうに思うんですが、この状況をどのように評価しているのか。

また、県内類似市町村と比較しても、資源化率が低い傾向にあるというふうに出ておりますけども、この辺はどのように受けとめているのか。

また、製品プラスチックの分別収集開始により、資源化率の改善をどの程度見込んでいるのか、数値的な目安があればお示しいただけたらというふうに思っておりますが、お願いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島伸幸君） 資源化率低下の要因と改善の見通しについて、お尋ねにお答えいたします。

資源化率の低下につきましては、議員ご指摘のとおり、紙類の減少や資源物の店頭回収の普及などが、一因であると認識しております。

また、コロナ禍以降、収集ごみが減少傾向にある一方で、直接搬入されるごみは増加傾向にあります。

北アルプスエコパークに持ち込まれるごみの傾向としましては、古い布団や絨毯、リサイクルが難しい衣類など、長期間、空き家等に放置されていた物の整理に伴い、排出されたとされるごみが増加しており、資源化が可能なものの割合が低下していることも要因の一つと考えております。

なお、県内他の類似市町村で資源化率が向上しているケースでは、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、集積場所において指定袋を用い、容器包装プラスチックと製品プラスチックをひとつにまとめ、資源物として収集する方式へ移行する自治体が増加している事例や、民間事業者による資源物回収など、買物の際に併せて排出する環境が整っている地域も多く、住民にとって分別がより身近なものとなっている事例も見受けられます。

また、製品プラスチックの分別収集開始に伴う資源化率の改善状況につきましては、制度開始から1年が経過した、先月に行ったべール品検査では、プラスチック分別収集物に占める製品プラスチックの割合は、約7パーセントとなりました。昨年中に2回実施した検査では、それぞれ2～3パーセント程度でありましたことから、制度の定着により製品プラスチ

ックの排出量が格段に増加しており、その割合が10パーセントを超えることになりま
と、資源化率の改善が目に見える形になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 今の答弁を聞きまして、資源化率等、制度的な部分をすごくしっ
りしてるのかなというふうに聞いてとりました。

続いて、中項目の2番目の質問をさせていただきます。

最終処分場延命化と埋立物の実態についてです。

グリーンパーク最終処分場の延命化に向けて、現在、埋立処理している、灰、ガラスく
ず、陶磁器くず等の内訳や数量をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長（飯島伸幸君）登壇〕

○総務課長（飯島伸幸君） 埋立物の内容と数量についてのお尋ねに、お答えいたします。

大町市グリーンパークに埋立てている廃棄物の内容と数量につきましては、広域連合にお
いて、搬出時の計量データのほか、施設運転記録を基礎資料として、種類ごとに把握してお
ります。

具体的には、焼却施設である北アルプスエコパークから発生する焼却後の主灰及び飛灰に
つきましては、排出された灰量を3市村の可燃ごみ量で按分し、市町村別の数量として集計
しております。

また、瀬戸物・ガラスくずにつきましては、3市村それぞれの行政収集量に加え、リサイ
クル施設に出されたものは、施設ごとに数量を把握したうえで、北アルプスエコパーク・大
町リサイクルセンターの搬入分は大町市分とし、また、白馬リサイクルセンター分は、セ
ンターに持ち込まれる白馬村、小谷村の可燃ごみ量を基準に按分し、両村の数量として把握
しております。

これらの区分ごとの数量は、月次・年次で集計し、埋立搬出量の推移を継続的に管理して
おります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 次に再質問ですね、埋立地の年数をお伺いしたいと思います。

埋立容量に限りがある中で、現在の埋立量が今後どの程度の年数に影響するのか、延命化
効果を試算しているのであれば、お示ししたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 現在の埋立量が今後どの程度の年数に影響するか、また延命化の効
果をどう試算しているかとお尋ねに、お答えをいたします。

ごみ処理基本計画におきましては、各年度の埋立実績を基礎として、ごみの発生抑制や資
源化の進捗とともに、今後の排出量の動向、人口の推移、観光シーズン等の季節変動などの
要素を総合的に勘案し、将来の埋立量を推計しております。

また、現在、建設工事に着手しております大町市グリーンパーク第3期埋立地につきまし
ては、これまでの埋立量の推移を踏まえ、約15年間の埋立てが可能となるよう、必要な延

命化の効果を試算し、これを基に、埋立容量を約2万2,000立方メートルと設定しております。

一方、埋立物の大半を占める焼却灰は、可燃ごみの排出量に大きく左右されますことから、可燃ごみの減量が進まない場合には、焼却灰の発生量が増加することとなり、埋立期間が2年から3年程度短縮する可能性があると思っております。

このため、可燃ごみの減量は、最終処分場の使用期間の延伸のために、極めて重要な取り組みであると認識しております。

なお、現在の第2期埋立地の残余容量につきましては、最終処分場を管理する大町市が、定期的に測量を行い、把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） それらの廃棄物について、資源化や再利用の余地というのはどのくらいあるのか、認識をしているのか、分かりましたら、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島伸幸君） 焼却灰等の資源化、再利用についてのお尋ねにお答えをいたします。

埋立物のうち、焼却灰やガラスくずなどの不燃残渣につきましては、現状では、安全性の確保や品質面・コスト面で課題がありますことから、資源化や再利用は、まだ限定的であると認識しております。

しかしながら、近年の資源化技術の進展や、他地域での先行事例も見られますことから、今後の可能性について、引き続き研究・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 埋立処理をしてる理由なんですが、ガラスくずや陶磁器くずについて、現在、埋立処理してる理由はどんなところにあるのか。例えば、技術面、費用面、制度面こういったところが原因で埋めたてているのか、分かるようでしたらお伺いします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島伸幸君） 現在、瀬戸物やガラスくずを埋立処理している理由について、お尋ねにお答えいたします。

埋立の理由として、ガラスびんのリサイクルとは異なり、破碎された残渣には、粒の大きさや材質の異なるものが混在しており、再資源化の用途が制約されるとともに、再生材として必要な一定の品質を、安定的に確保できないことが主な要因であります。

特に、破碎された残渣は色や成分、硬度にばらつきがあり、路盤材等として利用する際に求められる、均質性が確保できず、現状では再資源化は困難な状況にあります。

また、再資源化を進める上での最大の障害は、技術面にあり、ガラス、陶磁器を選別して均質化するためには、高度な破碎・選別設備が必要となりますが、この処理・選別に係る費用が高額であることに加え、処理量が限られる当広域連合におきましては、費用対効果が見合わないのが実状であります。

瀬戸物・ガラスくずの再資源化につきましては、技術面に加え、費用面の課題もあり、現状では埋立処理を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 大変高度な施設や技術が必要というようなことでございますけども、実際にそういったものを導入して、資源化を進めている自治体が他にあるということかなというふうに思えるんですけども、自治体の事例調査等々、そういったことはこれまで行ってきたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（飯島伸幸君） 他自治体の事例調査や検討について、お尋ねにお答えいたします。

焼却灰につきましては、一部地域において、焼却後の主灰・飛灰を不純物除去したうえで、セメント原料として再利用する事例や、灰を高温で熔融しスラグ化し、路盤材等として再利用している事例があります。

しかし、重金属の溶出基準を確実に満たすことや、品質を安定させること、更には運搬・処理に係る経費が課題であり、現時点で広域連合として導入できる状況にはありません。

今後につきましては、資源化技術の進展や他地域の先行事例などの情報収集に努めますとともに、コスト面や再利用の可能性などについて、関係市村と連携しながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） ありがとうございます。それでは、中項目の3点目の質問をさせていただきます。

今後の重点施策についてでございます。

広域計画等、各市町村の施策を踏まえ、最終処分場の延命化に向けて発生抑制、分別徹底、資源化率向上、事業系ごみ対策を今後どのように連動させ、具体的にどの分野を重点施策として進めるのか、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

〔連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 最終処分場の延命に向けて、ごみの発生抑制・分別・資源・化事業系ごみの対策をどのように連動させ、どの分野を重点とするか、とのお尋ねお答えします。

まず、生活系ごみの排出量は、先ほどご答弁申し上げましたように、人口減少に伴い、圏域全体で緩やかな減少傾向にあります。

また、圏域住民の分別・資源化に対する意識は、着実に浸透してきているものと認識しております。

一方、事業系ごみの搬入量につきましては、観光を主力とする当地域では、新型コロナウイルス感染症流行前の平成30年と比較しますと、約70パーセント増加しております。

こうした状況を踏まえ、発生抑制・分別・資源化及び事業系ごみ対策に関しましては、この4つの分野それぞれについて個別に対策を講じるのではなく、排出段階から適正な分別を徹底するとともに、資源化につなげる一連の流れとして、相互に連動させながら取り組むことが重要であると考えております。

その上で、今後の重点的な対策としましては、まず生活系ごみにつきましては、空き家の片付けなど、大量にごみを排出する際の、分別方法や搬入方法について、周知を徹底すること。

また、事業系ごみにつきましては、新たに開業する宿泊施設等の事業者に対し、分別や資源化の徹底に向けて、指導を強化することが重要であると考えております。

このような対策を一連の流れとして確立することが、やがて最終処分場の延命化につながるものと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） それでは、再質問でございますけども、事業系ごみの増加についてのところをお聞きしたいと思います。

事業系ごみについては、現時点では、前計画の目標値を達成しているものの、今後は経済活動の回復や訪日客を含む観光客の増加により、事業系ごみの増加が見込まれるとされています。

こうした観光地を含む地域特性を踏まえ、事業系ごみの排出抑制や資源化について、どのような対策を講じる考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

また、観光由来のごみについてですけれども、通常の実業系ごみと分けて分析し、対策を検討するといった考えがあるかどうか併せてお伺いしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 事業系ごみの排出抑制や資源化への対策と、観光由来のごみを分ける対策の検討について、お尋ねにお答えいたします。

コロナ禍以降のインバウンド需要の順調な回復に伴う観光客の増加により、事業系ごみは増加傾向にあります。

当圏域におきましては、簡易宿泊施設の新設や、中古住宅を活用した簡易宿泊施設への転用などにより、近年、小規模の施設から大規模なホテルまで、滞在型の宿泊施設が増加しております。

こうしたことに鑑み、宿泊施設をはじめ観光事業者に対して、事業系ごみであっても、住民生活で排出されるごみと同様に、排出抑制や分別・資源化に向けた指導を徹底することが重要であると考えております。

なお、議員ご提案の観光由来のごみと、通常の実業系ごみを分けて対策を行うことにつきましても、有効な手法の一つと考えておりますが、まずは事業系ごみについて、排出抑制や適正な分別について、事業者に対し周知・指導を徹底していくことが重要と認識しております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） 次に、リサイクル品の再利用、再販、民間とのタッグ等々についてですけれども、リサイクルプラザやリサイクルセンターの活用について、持ち込まれた物品の再利用促進や滞留在庫の把握、再販委託の可能性など、出口戦略をどのように整理しているのか、お伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島伸幸君） リサイクルプラザやリサイクルセンターの活用について、お尋ねに
お答えいたします。

白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、昨年度の持込みと持ち帰りを合わせた
利用者数は、延べ3,014人で、持ち込み品は15,201点、持ち帰り品は13,589
点となっており、1日当たり12.5人に利用いただきました。持ち込み品につきましては
は、10月から12月に増加する傾向があり、食器類や衣類が中心で、年末に向けた家庭内
での片付けによるものと推測しております。

また、12月以降の冬期間は外国人の利用が多く、日によっては利用者の半数以上を占め
る状況も見られました。

また、担当職員がSNS等を活用し、住民の皆様に対するリデュース・リユース・リサイ
クルの3R（スリーアール）の普及啓発に努めていることもあり、当初の想定を上回る利用
状況となっております。

今後につきましては、白馬リサイクルプラザについて、開設から1年が経過したことを踏
まえ、利用状況や課題を分析するとともに、隣接するリサイクルセンターを含め、再利用の
促進や運営方法など、多様な可能性について3市村と連携し研究してまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 切久保達也議員。

○16番（切久保達也君） リサイクル品等々について、SNS等で広めていただいているとい
うことでございますので、在庫等々がたくさん残るといようなことはないのかなというふう
に聞いて安心しております。

テレビのワイドショー等で、民間のリサイクルショップなどが行政とタッグを組んで、再
販売している、なんていうこともよくテレビでやっております。そこまでの必要はないのか
なというふうに安心しているところでございます。

私、宿泊業をやっておりますけども、来る外国人のお客さんがですね、3、4名いたかな
と思うんですけども、日本はニオイがないって言うんですね。ニオイってスメルのニオイで
すけども、要するに無臭だと、なかなかこのような国はない。要するに褒めていただいでい
るんですけども、日本の上下水道、こういったものをいろんな国に輸出されていて、大活躍
しているところでございますけども、こういった廃棄物処理の技術が、世界に出ているのか
どうか、そこまで私も分からないんですが、来た外国人の中で京都に行っても無臭だと、金
沢に行っても無臭だと、もちろん白馬は無臭だと思って来たけど、日本中こんなにニオイが
しないなんて、すごい国だとおっしゃってました。

それだけ、インフラ含めて産業廃棄物等々の処理の仕方も含めまして、日本の行っている
活動・技術が素晴らしいのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

もちろん、広域連合の皆さんの努力でもありますね、大変すばらしいのかなというふうに感じて
いるところでございます。引き続き、廃棄物処理については、美しい北アルプスの環境を守
っていただくためにも、引き続き尽力をお願いしたいと思っているところでございます。

私の質問は以上です。

○議長（傳刀健君） 以上で、切久保達也議員の質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本5月定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

[連合長（牛越徹君）登壇]

○連合長（牛越徹君） 5月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、今後の議会運営の根幹となります、議会運営委員会及び常任委員会等の委員構成、並びに議会運営委員会及び総務常任委員会における委員長の選任がなされました。

新たに就任されました両委員会の委員長並びに委員に就任されました議員各位に対しまして、改めてお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍を心からご祈念申し上げます。

また、本定例会にご提案申し上げました報告案件、事件案件及び条例案件につきまして、いずれも慎重かつご熱心にご審議いただき、原案のとおりご承認、ご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。ご審議の過程や、一般質問でのご意見、ご提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分活かしてまいり所存でございます。

今後の虹の家の運営につきましては、事業に関心を示していただいております、民間社会福祉法人との間で、運営の移管に当たっての課題の整理と検討、協議を進めてまいりました。本会議終了後の議会全員協議会におきまして、これまでの検討結果を踏まえ、運営移管に向けた条件について論点の整理を行いました内容につきまして、ご説明申し上げることとしております。

引き続き、利用者の皆様や地域への影響に十分配慮し、老健施設の民間法人への移管に向けた事業者の公募、選定の作業を進めてまいります。今後も引き続き、議員各位のご理解、ご協力をいただき、適切な対応に努めてまいります。

さて、私事で誠に恐縮でございますが、大町市長として、本任期をもちまして市長職を退くことといたしました。広域連合議会の今定例会が私にとりまして、北アルプス広域連合長としての最後の議会となりました。

振り返りますと、平成18年7月に北アルプス広域連合長に就任して以来、北アルプス圏域の住民福祉の向上と圏域の発展のため、歴代の副広域連合長の皆様や職員の皆さんに支えられ、何とか連合長としての職責を果たしてまいりました。

就任当初には、ごみ処理広域化に伴う新たなごみ焼却施設の建設候補地の選定に当たり、選定した建設候補地を2度断念するという厳しい経過を経ながらも、平成24年12月に、大町市平源汲地区及び近隣自治会の深いご理解の下、源汲地区を建設地として選定いたしました。次いで、平成28年3月に焼却施設の建設工事に着手し、平成30年8月に現在の北アルプスエコパークが完成し、本格稼働いたしました。稼働から8年余りとなりましたが、現在、安定的な施設の運営が実現しているところでございます。

また、介護保険事業につきましては、平成12年の介護保険制度の発足時から、圏域住民の皆様の福祉向上に寄与するため、北アルプス広域連合が保険者として、構成5市町村との緊密な連携を図り、介護保険事業計画に基づき安定した介護保険事業を運営するため、介護保険準備基金の積極的な活用により、適正な介護保険料の負担水準の下、介護保険サービスの充実向上に努めてまいりました。

令和の時代に入りますと、少子高齢化や人口減少が急速に進展することとなり、これに追打ちをかけるようにコロナ禍が全世界を覆い、人と人との絆、地域の絆が希薄となり、地域の活力再生に大きな陰を落としております。今後、様々な分野における人材不足が顕在化する中、激動する国内外の諸情勢の変化により、地方自治体を取り巻く環境は、一層厳しさを増すことが想定されます。このような中、引き続き厳しい市町村の行財政運営が予想されま

すことから、構成市町村共通の課題解決に向けて広域連合が果たす役割は、益々重要になるものと認識いたしております。

また、圏域5市町村が取り組んでまいりました、連携自立圏の調整を担う広域連合の果たす役割も、一層重要になるものと考えます。

今後は、圏域住民の一人として、引き続き5市町村が緊密に連携し、圏域住民の皆様の福祉向上と圏域の一体的な発展に、北アルプス広域連合が広域的かつ継続的に取り組まれますことを、私自身切に願うところでございます。

結びに、各市町村におきましては、間もなく市町村議会6月定例会が開会し、議員各位におかれましては、なお忙しい日々が続くことと存じますが、どうぞご自愛いただき、圏域並びに市町村の振興発展のため、一層ご尽力を賜りますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位のご協力に感謝を申し上げます。

これにて、令和8年北アルプス広域連合議会5月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時42分

令和8年5月15日

議会議長 傳刀 健

10番 服部 久子

11番 矢口 あかね